○経済産業省令第三十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定基準） **第五条**　［略］ 一～八　［略］ 九　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものにおいては、当該認定を受けた日から起算して三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあっては、五年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。 十　［略］ 十の二　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。 十の三～十五　［略］ 2　［略］ （軽微な変更） **第九条**　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。 一～十七　［略］ 2　法第十条第二項の軽微な変更の届出は、様式第五による届出書（認定発電設備に係る調達期間が終了したものである場合にあっては、様式第五の二による届出書）を提出して行わなければならない。 （特定契約の締結を拒むことができる正当な理由） **第十四条**　［略］ 一～七　［略］ 八　［略］ イ　特定契約電気事業者が、次の(1)から(3)までに掲げる措置（以下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この項において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。以下この項において同じ。）のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合（特定契約申込者が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号及び第四号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまで、第十号、第十二号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。 十の三～十五　［略］ 2　［略］ （軽微な変更） **第九条**　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 一～十七　［略］ 2　法第十条第二項の軽微な変更の届出は、様式第五による届出書を提出して行わなければならない。 （特定契約の締結を拒むことができる正当な理由） **第十四条**　［略］ 一～七　［略］ 八　［略］ イ　特定契約電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この項において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。以下この項において同じ。）のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合（特定契約申込者が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号及び第四号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまで、第十号、第十	